

葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画

令和6年3月

葛 飾 区

目次

はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景と目的 1
2. 国における取組及び特措法制定に至る経緯..... 1
3. 国及び東京都の行動計画の策定..... 2
4. 葛飾区の行動計画の策定..... 2

第1章 基本的な方針

1. 計画の基本的考え方 4
2. 対策の目的 5
3. 被害想定 6
4. 発生段階の考え方 7
5. 対策実施上の留意点 9

第2章 国、都、区等の役割及び区の実施体制

1. 基本的な責務 11
2. 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制 13

第3章 対策の基本項目

1. サーベイランス・情報収集 19
2. 情報提供・共有..... 19
3. 区民相談 24
4. 感染拡大防止 25
5. 予防接種 28
6. 医療..... 30
7. 区民生活及び経済活動の安定の確保 32
- <緊急事態宣言時の措置> 36

第4章 各段階における対策

1. 未発生期 40
2. 海外発生期 45
3. 国内発生早期【都内未発生】 50
4. 都内発生早期 53
5. 都内感染期 58
6. 小康期..... 64

はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景と目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないことから、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

そのため、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2019(令和元年)年 12 月末の中国武漢市での原因不明の肺炎の集団感染が発生以降の全世界では、未曾有の感染症がまん延し、WHO によると累積感染者数は 7 億 6 千万人、累積死者数は 691 万人に及んでいる(2023 年 4 月 20 日時点)。一方、日本国内では、累積感染者数は 3,374 万人、累積死者数は 7 万 4 千人に及んでいる(厚生労働省、2023 年 5 月 8 日時点)。

世界的な規模でまん延した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、我が国では、先の措置法を令和 2 年 3 月、令和 5 年 4 月の改正を行い、令和 4 年感染症法律第 96 号などの改正により、対策強化を図ってきた。

2. 国における取組及び特措法制定に至る経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてき

た。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号)」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は人口 10 万人あたり 0.16 人と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性インフルエンザとほぼ同様であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的には医療資源・物資のひっ迫などがみられた。そのため、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ねて、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3. 国及び東京都の行動計画の策定

平成 25 年 6 月、政府は特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

東京都(以下「都」という。)においても、平成 25 年 11 月、特措法第 7 条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「都行動計画」という。)を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、区市町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画及び都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

4. 葛飾区の行動計画の策定

葛飾区(以下「区」という。)では、国及び都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 20 年 8 月に「葛飾区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、病原性が高い新型インフルエンザが発生したときでも、限られた人数で区

民の生命・財産を守るために必要な業務を継続して実施することができるよう、平成 23 年 4 月に「葛飾区業務継続計画(BCP)〈健康危機管理編〉」(以下「区 BCP」という。)を策定した。

その後、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「政府行動計画」及び「都行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、この度、特措法第 8 条に基づき、新たに「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「区行動計画」という。)を策定した。

その後、令和 2 年初頭に新型コロナウイルス感染症が国内外でまん延し、区では、感染患者総数 29,977 人(区ホームページ、令和 5 年 5 月 7 日時点)に及ぶ被害を受けたと共に、措置法や感染症法の改正に伴い、新たな「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」の改正を行うことにした。

第1章 基本的な方針

1. 計画の基本的考え方

(1)根拠及び区の計画等との位置づけ

区行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

区行動計画の策定にあたっては、区基本計画、予防計画、区保健医療計画など、関連する計画等との整合性を図る。

対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ(※)」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※感染症法第6条第7項に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

(2)計画の基本的考え方

区行動計画は、都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示していく。

また、国、都、区、指定(地方)公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、本区の特性や区内の交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(3)計画の推進

区行動計画には、国や都の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高めるとともに、計画の実効性を高め具体的な対策とするため、個別計画やマニュアル作成など、内容の充実を図る。

(4)計画の改定

区行動計画を検証し、必要に応じて計画の改定を行う。なお、計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見を聴取した上で改定するものとする。また、計画を改定した場合には、区議会及び都に報告するとともに区民へ公表する。

2. 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患する可能性があるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とする。

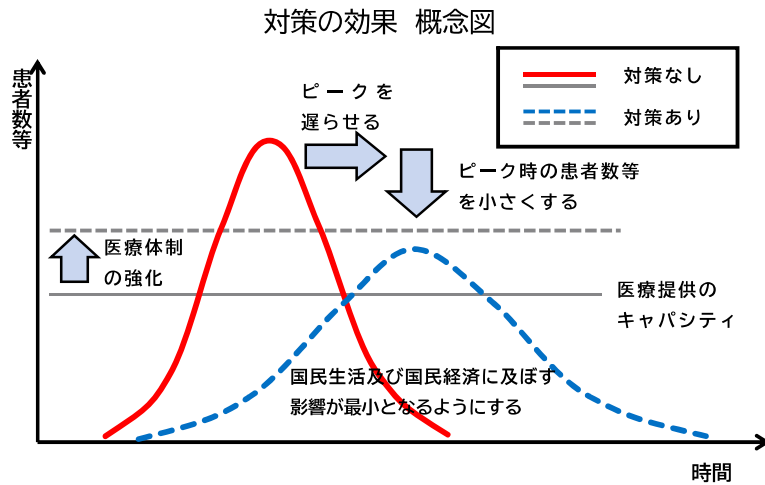
- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画(内閣官房)

3. 被害想定

新型インフルエンザは、基本的には初期症状及び感染経路においてインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

区行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を設定するが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

区の流行規模及び被害想定の設定数値は、都行動計画を参考にしながら、人口の集中する都市部の特性を考慮し、都の被害想定に準じて、区民の約 30%が罹患するものとして流行予測を行った。

流行規模・被害想定

被害想定		東京都 (2023. 9)	葛飾区 (2023. 1)
流行予測による 健康被害	患者数	4,228,000 人	139,000 人
	外来受診者数	4,228,000 人	139,000 人
	入院患者数	326,100 人	10,100 人
	死亡者数 (インフルエンザ関連 死亡者数)※	15,700 人	490 人
流行予測による ピーク時の健康 被害	1 日新規外来患者数	55,200 人	1,730 人
	1 日最大患者数	417,900 人	13,070 人
	1 日新規入院患者数	4,200 人	130 人

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数、死亡者数及びピーク時の健康被害の数値に関しては、都の被害想定に基づき、都の人口に占める区の人口比率、3.4%から算出した(都ホームページによる推計人口と「葛飾区世帯と人口」(令和 5 年 1 月 1 日現在))。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、区行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

なお、その他社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1 日最大患者数は、有病期間を軽症者は 7 日間、重症者では 14 日間、死亡の場合は 21 日間と仮定して算定した。

4. 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行

うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、及び小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なるため、「都内感染期」を3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて国と都が協議し、「東京都新型インフルエンザ等対策本部」(以下「都対策本部」という。)が決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を発した場合には、都対策本部が緊急事態宣言下で実施する措置を決定するので、区は都と連携して対策を実施していく。

発生段階の区分

政府行動計画		都行動計画		状態	
国	地方	区行動計画			
未発生期				新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期				海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ(通常の院内体制)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第2ステージ(院内体制の強化)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
		第3ステージ(緊急体制)			
小康期				新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5. 対策実施上の留意点

区は、国、都及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請などを実施するに当たり、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するために必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があることから、危機管理を主眼に、緊急事態に備えた様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、区は都と連携しつつ柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

葛飾区新型インフルエンザ等対策本部(以下「区対策本部」という。)は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、葛飾区新型インフルエンザ等対策本部長(以下「区対策本部長」という。)は、状況に鑑み、特に必要があると認める場合は、「東京都新型インフルエンザ等対策本部長」(以下「都対策本部長」という。)に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、区対策本部は、他区市町村の新型インフルエンザ等対策本部や関係行政機関、指定(地方)公共機関などとも連携、協力しながら、対策を推進する。

(4)記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に際しては、「葛飾区個人情報の保護に関する条例」(昭和60年条例第27号)等に留意する。

第2章 国、都、区等の役割及び区の実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、区だけでなく、国や都、医療機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1. 基本的な責務

(1)国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際は、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、登録事業者に対して実施する特定接種を実施主体として速やかに進める。

<参考 指定行政機関>

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

(2)都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3)区

平常時には、区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進するとともに、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や要援護者の生活支援など、区行動計画で定めた対策を関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4)医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品その他物資及び資材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5)指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び都内区市町村等と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

<参考 指定公共機関>

特措法第 2 条第 7 項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

<参考 指定地方公共機関>

特措法第 2 条第 8 項「都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当

該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

(6)登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

<参考 登録事業者>

特措法第 28 条第 1 項第 1 号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

(7)一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8)区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努めるとともに、発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2. 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時(未発生期)においては、健康部において、新型インフルエンザ等に関する全庁情報共有や今後の対応の検討など、新型インフルエンザ等への発生に備える。

新型インフルエンザ等が発生し、特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区は必要に応じて、特措法に基づかない任意の区対策本部を設

置する。

この場合において、緊急事態宣言が国から発せられた場合、区は、その任意で設置した対策本部を、特措法に基づく区対策本部と位置付けて対策に取り組む。

なお、特措法に基づかない任意の区対策本部を設置しない場合において、緊急事態宣言が国から発せられた場合、区は直ちに、特措法に基づく区対策本部を設置して対策に取り組む。

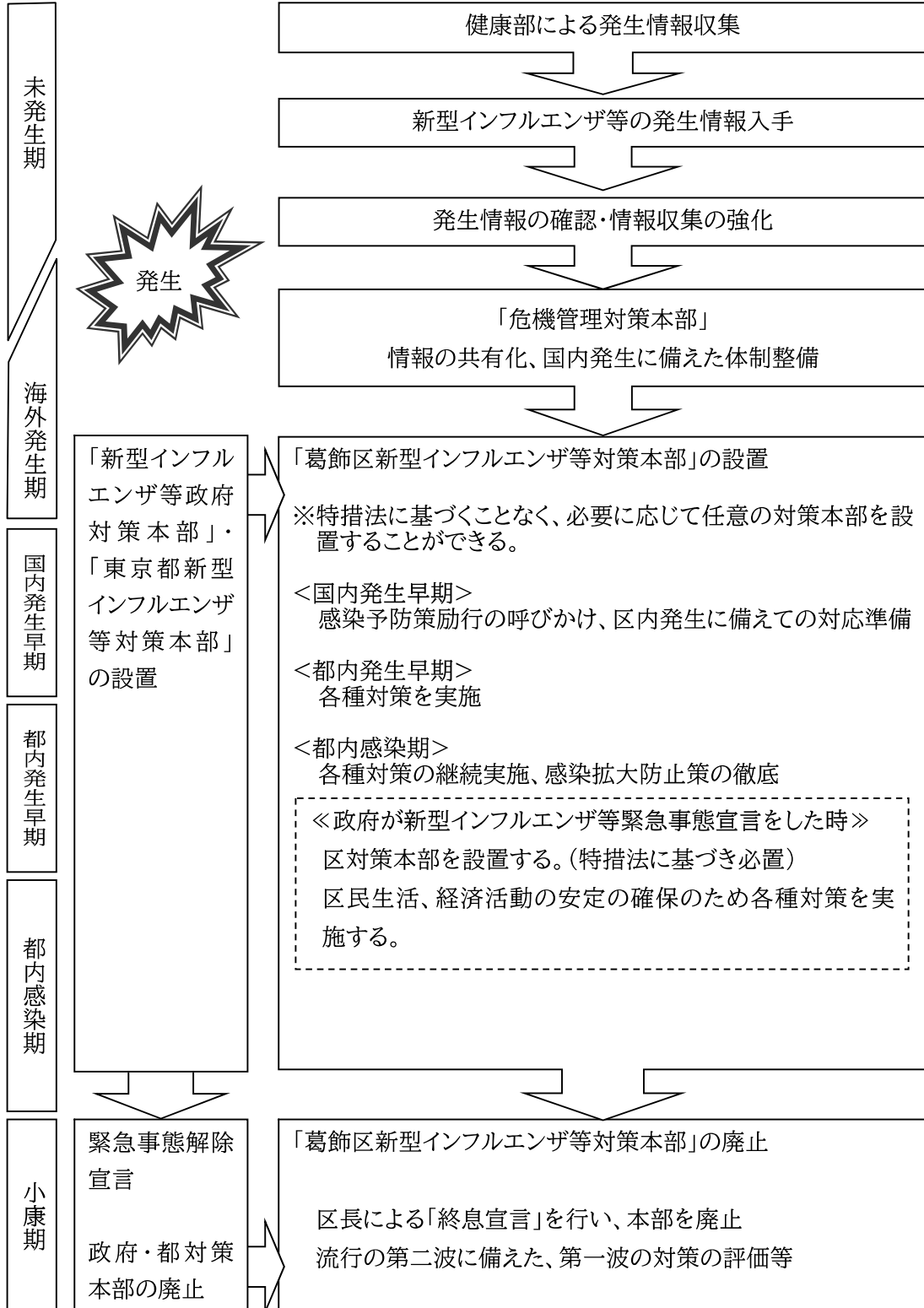
このため、区対策本部については、特措法で定められたもののほか必要な事項を「葛飾区新型インフルエンザ等対策本部条例」(平成 25 年葛飾区条例第 4 号)で定め、全庁をあげた実施体制を整備している。

この条例に基づき、区対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長は、特に必要がある場合は、特措法に基づき、都対策本部長に対して、区の新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請する。その場合、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合などは、必要に応じて、危機管理対策本部において情報の共有を図るとともに、関係部等に対し必要な対策を講ずるよう要請する。

新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



(1)区対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・区対策本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、区対策本部の職員を指揮監督する。
- ・区対策副本部長は副区長及び教育長をもって充て、区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・区対策本部員は、参事又は専門参事の職にある者(主に統括課長の職務に従事する者を除く。)、区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・区対策本部に区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員のほか、必要な職員を置くことができ、区職員のうちから区対策本部長が任命する。

イ 部の設置等

- ・区対策本部に部を置く。各部の名称及び事務分掌は、「(2)区対策本部における各部の事務分掌」のとおりとする。

ウ 区対策本部会議

- ・区対策本部長は必要に応じ区対策本部の会議を招集する。

(2)区対策本部における各部の事務分掌

部の名称	事務分掌
新型インフルエンザ等対策政策経営部	<ul style="list-style-type: none">・予算編成に関すること。・情報システムの運用に関すること。・他の部の応援及び協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策総務部	<ul style="list-style-type: none">・総合庁舎内の感染の防止に関すること。・公用車の管理及び配車に関すること。・広報に関すること。・区民等からの相談(新型インフルエンザ等対策健康部が設置する新型インフルエンザ相談センターにおける相談を除く。)に関すること。・報道機関への対応、連絡及び調整に関すること。・区の職員の感染の予防に関すること。・区の職員に対する特措法第 28 条に規定する特定接種の実施に関すること。・区の職員の服務及び勤怠に関すること。・契約に関すること。・他の部の応援及び協力に関すること。・その他他の部に属しないこと。

部の名称	事務分掌
新型インフルエンザ等対策施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎の維持管理に関すること。 ・他の部の応援及び協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営に関すること。 ・新型インフルエンザ等の対策に必要な情報の収集、集約、管理及び統括に関すること。 ・国、東京都、関係公共機関等との連絡、調整及び要請に関すること。 ・物資及び資材(新型インフルエンザ等対策健康部に属する物資及び資材を除く。)に関すること。 ・遺体の火葬に関すること。 ・遺体安置所の運営に関すること。 ・自治町会に対する情報の提供及び要請に関すること。 ・外国人に対する支援に関すること。 ・その他新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。
新型インフルエンザ等対策産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者に対する情報の提供及び要請に関すること。 ・他の部の応援及び協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の収集及び運搬に関すること。 ・他の部の応援及び協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・区立社会福祉施設の感染状況の把握及び感染拡大防止策に関すること。 ・高齢者、障害者その他の要援護者の支援に関すること。 ・関係福祉機関等との連絡、調整及び要請に関すること。 ・他の部の応援及び協力に関すること。
新型インフルエンザ等対策健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集、調整及び提供に関すること。 ・新型インフルエンザ相談センターの設置及び運営に関すること。 ・患者及び接触者への対応に関すること。 ・葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会その他の関係医療機関との連携に関すること。 ・在宅療養患者への医療及び保健の支援に関すること。 ・医薬品その他物資及び資材に関すること。 ・特措法第 46 条に規定する予防接種及び予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 3 項の規定により臨時に行う予防接種の実施に関すること。 ・区の職員に対する特措法第 28 条に規定する特定接種の実施の協力に関すること。 ・その他保健衛生、医療及び防疫対策に関すること。

部の名称	事務分掌
新型インフルエンザ等対策 子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・区立学童保育クラブ、区立保育所等の感染状況の把握及び感染拡大防止策に関する事。 ・医療等の社会機能維持のために必要な乳幼児等の緊急保育に関する事。 ・関係保育機関等との連携、調整及び要請に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。
新型インフルエンザ等対策 児童相談部	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護をしている児童の感染状況の把握及び感染拡大防止策に関する事。 ・被措置児童等の支援に関する事。 ・児童福祉施設等の児童福祉に係る関係機関及び里親との連絡、調整及び要請に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。
新型インフルエンザ等対策 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送及び収容に関する事。 ・関係する交通機関及び土木、建築等に係る事業者との連絡、調整及び要請に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。
新型インフルエンザ等対策 協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・現金及び物品の出納に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。
新型インフルエンザ等対策 教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・区立学校及び私立学童保育クラブの感染状況の把握及び感染拡大防止策に関する事。 ・教職員の服務及び勤怠に関する事。 ・関係教育機関等との連絡、調整及び要請に関する事。 ・遺体安置所の開設及び運営の補助に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。
新型インフルエンザ等対策 区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会との連絡及び調整に関する事。 ・他の部の応援及び協力に関する事。

第3章 対策の基本項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて対策を定める。

1. サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、判断につなげるとともに、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元し、効果的な対策に結びつけることが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから、区は、都や医療機関と協力し、患者の臨床症状の特徴を把握するため、患者全数把握等のサーベイランス体制の強化を図る。

都内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症者を中心とした情報収集に切り替える。ただし、葛飾区医師会の協力による区サーベイランス情報により、区内の発生状況については継続的に把握していく。

また、サーベイランスにより把握された流行状況等に関する情報は、医療体制の確保等に活用し、病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報は、医療体制における診療に役立てる。

2. 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関、事業者等及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1)情報提供手段の確保

情報を受取る媒体や情報の受取り方は個人によって千差万別であることが考えられるため、高齢者や障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受け手に応じた情報提供のため、区報やチラシ、区ホームページなど、インターネットの活用を含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2)区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大の防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷や感染が確認された地域への風評被害が起きないようにするため、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があること、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、区ホームページ、フェイスブック、X(エックス)等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、区からの情報に従って医療機関を受診するなどの、感染拡大防止の適切な行動がとれるよう普及啓発を図る。

<参考 感染経路>

新型インフルエンザの主な感染経路は、「飛沫感染(※1)」と「接触感染(※2)」であると考えられている。

※1:感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1~2メートル以内しか到達しない。

※2:皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

新型インフルエンザの主な感染経路



なお、新感染症の感染経路については、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様の上記2つの感染経路（飛沫感染及び接触感染）の他、「空気感染（※3）」も考えられる。

※3：飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

新型インフルエンザについても、空気感染の可能性は否定できないものの一般的に起きるとする科学的根拠はないため、空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和4年6月30日一部改定，内閣官房）

<参考 一般的な予防策>

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・対人距離の保持
- ・マスク着用
- ・うがい
- ・清掃・消毒
- ・その他（人混みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器などの使用）、十分な休養、バランスの良い食事など）

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和4年6月30日一部改定，内閣官房）

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意しながら、区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、区ホームページ、フェイスブック、X（エックス）等への掲載により、迅速に情報提供する。また、

その際には、高齢者や障害者、外国人への情報提供方法についても配慮する。

ウ 報道発表

区対策本部設置後は、同本部が新型インフルエンザ等への対策に係る情報を一元的に管理し、必要に応じ報道発表を行う。

また、区の対応を分かりやすくするため、区ホームページにも本部発表を再掲する。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

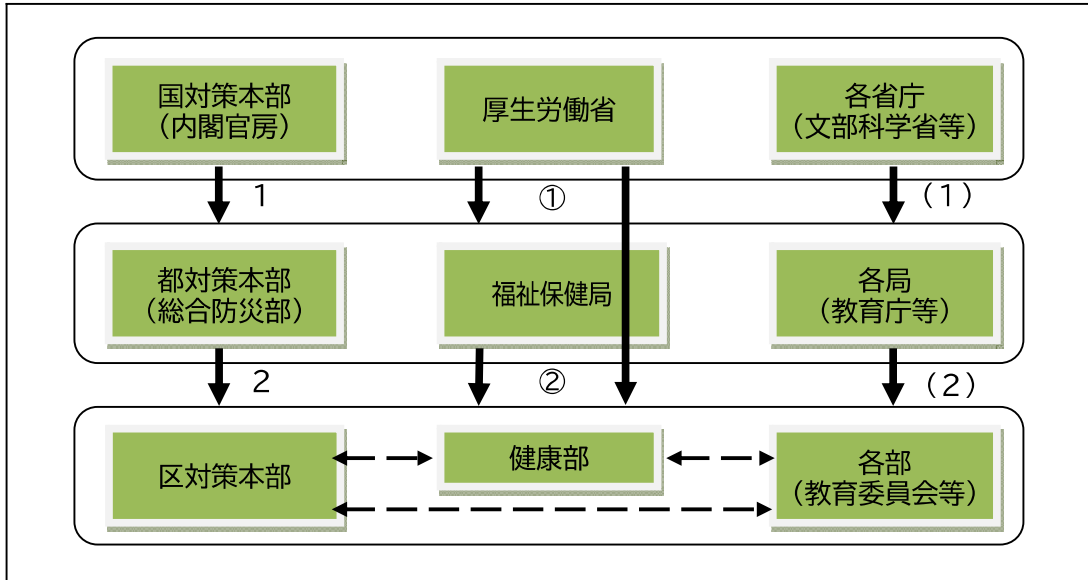
公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)における個人情報の公表範囲を基本とし、公表にあたっては「葛飾区個人情報の保護に関する条例」を順守しながら、個人が特定されないよう十分留意する。

また、情報は迅速に公表し、公表する内容のレベルが都と区でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の個人情報等の公表範囲

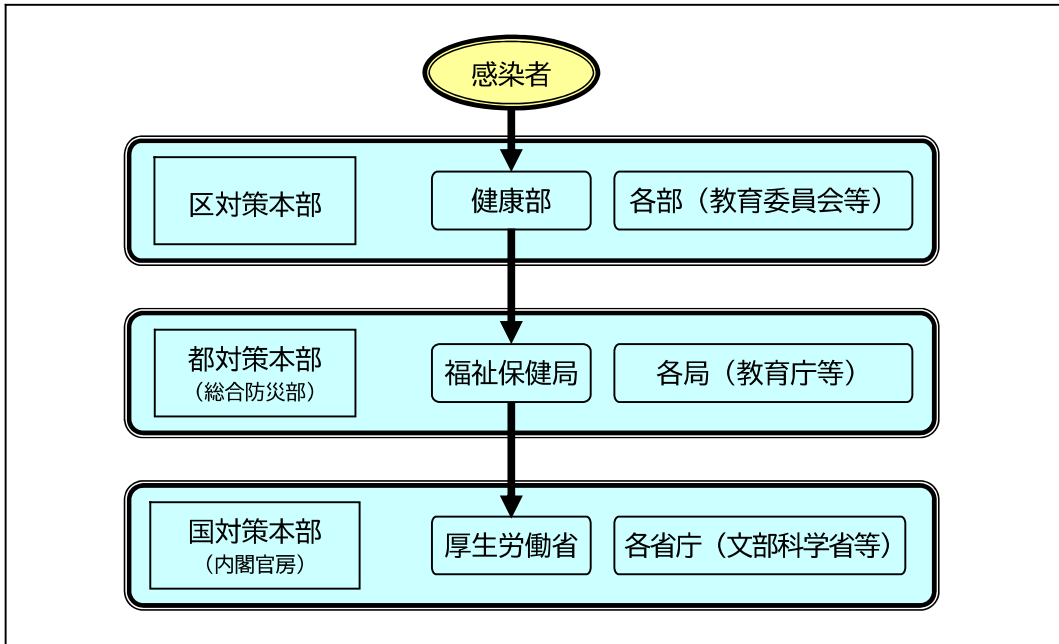
事例	公表範囲
患者(個別事例)の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年(職業)及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年(職業)
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

新型インフルエンザ等に関する国から区への情報の流れ(国の通知等)



- 1 → 2 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ
- ← - - - - - → 重要な情報は共有・集約

新型インフルエンザ等感染者に関する区と都との情報の流れ



(3)医療機関等

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、特に医療機関との連携が重要であるため、平常時から情報の共有化を図り、訓練等を実施する必要がある。

そのため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関との連携体制の構築を図る。

また、区内医療機関等との協議を通じ、発生時における対応について連携体制の構築を進めるとともに、連絡窓口担当者リストやメーリングリスト等を活用した緊急情報連絡体制を整備する。

<参考>

<感染症指定医療機関>

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

<感染症診療協力医療機関>

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

<感染症入院医療機関>

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

(4)事業者等関係団体

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行い、事業所における対策の推進を支援する。発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応及び傘下の事業者への周知を依頼する。

3. 区民相談

(1)健康相談

新型インフルエンザの病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター

(電話相談)」を設置し、発生段階ごとの状況に応じた相談体制を構築する。

海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に受診先医療機関(新型インフルエンザ専門外来)の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においては、都が提供する場所において都内保健所共同の相談センターを設置し、24 時間対応を行う。この段階は、問い合わせが多く寄せられ、サーベイランスや感染拡大防止など、他の公衆衛生活動に支障が生じる可能性があるため、委託等の運営方法も考慮し速やかに情報提供できる体制を整える。

都内感染期以降は、すべての医療機関で診療することになるので、受診先医療機関(新型インフルエンザ専門外来)の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを過ぎ、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

(2)その他の相談

感染拡大を防止するには、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼びかける。緊急事態宣言がされた場合は、都から施設の使用制限等の要請があることから、区においても都と連携して周知を行っていく。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼びかけ、庁舎出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応する。また、区のイベントや講習会等については、実施方法の変更、延期を行い、状況によっては中止する。

これらの問い合わせについては各部が対応するが、複数の問い合わせに一定程度は回答でき、適切に問い合わせ先を案内できるように、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、区ホームページに公表する。

4. 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な対策を組み合わせ、発生段階ごとに実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催物に

おける感染予防策を率先して実施するとともに、区の関係団体等にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

(1)個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

都内発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2)学校等における対応

ア 学校・幼稚園・保育園等

学校、幼稚園及び保育園等については、児童や生徒、園児に集団発生する可能性があり、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳などの症状のある者は、登校・登園しないなどについて注意喚起することが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると判断された児童、生徒、園児への対応については、保健所の指示のもと、病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等を行い、児童、生徒、園児へマスク着用、咳エチケット、手洗いを促す等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合には、保健所に報告(クラスターサーベイランス)を行うとともに、発症者の状況確認、児童、生徒、園児の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校・休園)等の措置を講ずる。

同じ地域内の学校や幼稚園、保育園等での流行が確認された場合は、学校内や園内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事や園行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校、幼稚園、保育園等の閉鎖について検討する。

なお、これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請に基づき実

施するが、都からの要請に基づき臨時休業等をする場合は、その代替措置について十分検討する。

区内の私立学校に対しては、都が新型インフルエンザ等についての情報提供や臨時休業等の要請を行うが、区は必要に応じて、都に協力する。

イ 高齢者及び障害者の社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

なお、これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する。

(3)施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員への感染予防策の励行などの健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など、感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から都と連携して、発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを、事業者へあらかじめ周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、事業者へ迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対して、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、国が緊急事態宣言を行ったときは、施設の使用制限の要請・指示が行われることがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

また、行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクの低下に向けた工夫を行う。さらに、郵便やオンライン等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関係団体、委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

区の休止事業等(例示)

区 分	主 な 休 止 事 業 等
閉鎖する 施 設	郷土と天文の博物館 文化会館 図書館 総合スポーツセンター
休止する イベント等	文化・体育行事等 イベント等
その他	統計調査 税務調査

5. 予防接種

区は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法に基づき予防接種を実施する。ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることは、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、ウイルス株や製造時期が異なるブレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

国では新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に、全国民分のワクチンを国内で製造する体制が整備できるよう研究・開発を行っている。国内の生産体制が構築されるまでは海外からの輸入が想定されている。ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売業者・販売業者及び卸業者や都と連携して行う。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

対象者や接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されているが、対象となり得る者は、次のとおりである。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ・新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者及び国家公務員のうち、特定接種の対象となり得る者については、国を実施主体として、また、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなる。

(3)住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。

住民接種については、区が実施主体となり、区民に対し集団的接種を原則として実施する。そのため、未発生期から国及び都、葛飾区医師会の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

接種順位等の基本的な考え方は、特定接種と同様に、政府行動計画に示されている。接種対象者は以下の 4 群に分類され、発生した新型インフルエンザ等の情報や発生時の状況により、国が定める接種順位に基づいて実施することとなる。

- ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者、基礎疾患を有する者、妊婦
- イ 小児(1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ウ 成人・若年者
- エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65 歳以上の者)

(4)都への協力の要請

特定接種及び住民接種を行うため必要があると認めるときは、都に対し、医療関係者への協力要請の実施や物資の確保等、必要な協力を行うように求める(特

措法第 31 条第 5 項、第 46 条第 5 項及び第 6 項)。

(5)留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の 2 つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部で総合的に判断し、決定する。

そのため、発生時には政府対策本部の判断により、(2)及び(3)にあげた接種対象者や対象者の分類等も、変更される可能性があることに留意する。

参考 予防接種法第 6 条第 1 項＝臨時接種と同条第 3 項＝新臨時接種の違い

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第 46 条 予防接種法第 6 条第 1 項	予防接種法第 6 条第 3 項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の自己負担	なし	低所得者以外から実費徴収可

6. 医療

(1)医療の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。

新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定されることから、医療の破綻を回避し医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。

しかし、区内の医療資源(医療従事者、病床等)には限りがあることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行うことが重要である。

なお、医療体制の整備については、広域的な対応も必要であり、都と密接に連携を図り、十分に調整する。

(2)医療提供体制の整備

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者(疑似症を含む)は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診

療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都や区があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来(感染症診療協力医療機関等)で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザの患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザの診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)				すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定医療機関		一般医療機関への入院または自宅療養		<ul style="list-style-type: none"> ・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用 			

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、都が臨時に開設する医療施設において医療を提供する。その際、区は都の要請に基づき、臨時の医療施設における事務の一部を行う。

7. 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われていることから、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力して、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料品・生活必需品の安定供給

区は、都と連携して、製造・販売・流通業者等の業界団体等を通じて、関係事業者等の事業継続と食料品・生活必需品の安定供給を要請するとともに、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう事業者に要請する。

一方、区民に対しては、平常時から最低限の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことや、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、買占めを行わないよう呼びかける。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設(入所施設)の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者と施設外部者との接触を制限する等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、援護を必要とする高齢者や障害者等の食料・生活必需品の調達等について、関係団体等と連携しながら支援する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより、平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。そのため、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて、区民及

び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、都が備蓄している遺体収納袋等を活用するなどにより、遺体からの感染を防止しつつ、都と連携して、火葬場を可能な限り稼働させるよう事業者を要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることを遺族へ周知し、理解を得るよう努める。

区が発行する「火葬許可証」に「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整える。なお、「火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合には、都が特措法第 56 条の規定に基づき、「死亡診断書」により迅速に火葬する特例措置を実施する。

さらに、火葬場が火葬能力の限界を超えた場合は、遺体を一時的に安置するための遺体安置所を設置し、迅速に火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関や都において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

(4) 区民の安全・安心の確保

区は、警察署、消防署及び地域と連携し、防犯・防災活動の取組を強化する。

(5) 区政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大する一方、職員の欠勤が最大 4 割程度想定される。このため、業務を、新型インフルエンザ等発生に伴う「新規発生業務」と、「通常業務」とに整理し、また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。この区分の考え方は、区民の生命を守り、区制機能を維持することに直接関わる業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類するものである。

なお、各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

業務区分の考え方

重要度レベル	重要度の考え方	業務事例	
高 ↑	3	【新規発生業務】 新型インフルエンザ感染症等により、新規に発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑止・対処等に係わる業務 ・支援金等の業務 ・感染防止施策、指導など
		【継続業務】 平時の事務分掌のうち、感染拡大後も途絶させてはならない継続すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け広報、救急搬送業務 ・道路等の維持管理 ・福祉施設の機能や社会秩序の維持 ・庁舎施設の維持管理
↓ 低	1~2	【縮小業務】 業務内容を縮小出来ると思われる業務(資源を別業務へ移行可)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種窓口事務 ・各種相談業務 など
		【休止業務】 本計画の解除まで先送りすることが可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を要しない管理・調査等 ・研修やイベント等の不特定多数の集会 など

イ 各課の事業継続と応援体制

区では、平成 23 年 4 月に区 BCP を策定し、令和 6 年 3 月に改定している。各課は、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続に向け、区行動計画に基づき、各課において区 BCP の見直しや対応マニュアルの策定を

進め、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康部など人員が不足すると考えられる部に対しては、本部体制の下、「縮小業務」、「休止業務」に該当する業務に従事する職員を中心とした全庁的な応援体制により対応する。

なお、今後各課は、区行動計画に基づき、区 BCP や対応マニュアルに沿った研修や訓練等を実施するとともに、その結果を評価、検証した上で課題や問題点を抽出し、区 BCP や対応マニュアルの見直しを不断に進めていく。

ウ 区の庁舎での感染拡大防止策

区の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際は区ホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者にも協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

区の庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

エ 職員の健康管理

区職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

<緊急事態宣言時の措置>

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により患者数が増加して、地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況に至った場合は、政府が対象区域を指定して緊急事態宣言(※1)を行う。緊急事態宣言がなされた場合、区は、直ちに特措法に基づく区対策本部を設置する。

都内を対象区域に指定された場合、区は、国の基本的対処方針(※2)、及び都行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大により、区が緊急事態措置に係る事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合は、特措法第 38 条に基づく事務の代行を都に要請する。
- ・ 区は、区の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要がある場合は、特措法第 40 条に基づく応援を都に要請する。
- ・ 政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言(特措法第 32 条)

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針(特措法第 18 条)

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1. 感染拡大防止

区は、区施設の使用制限及び区事業・催物の制限等について検討するとともに、都知事による区施設及び区事業・催物に関する制限の要請があった場合には、直ちに必要な措置を講ずる。

また、特措法第 45 条に基づき、都知事による不要不急の外出自粛要請や多数の者が集まる施設を管理する者又は催物を開催する者に対する使用制限の要請等があった場合には、直ちに区民及び事業者等へ周知を図る。

(1)区民

都知事による施設の使用制限に関する要請・指示について、初期の段階より周知を行う。また、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の徹底を周知するとともに、不要不急の外出の自粛を呼びかける。

(2)学校等

学校医等と連携して感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じて、行事の自粛及び臨時休業などの対策を講ずる。なお、都から施設の使用制限の要請があった場合は、直ちに必要な措置を講ずる。

(3)区施設及び事業者

区民や事業者に対し、都知事による施設の使用制限に関する要請・指示について、初期の段階から周知を行うとともに、休止する催物や利用制限する施設等についても広く周知する。

行政手続では郵便やオンラインを活用する等、対面の機会を極力回避するとともに、申請窓口においても、窓口対応時における感染回避のため、必要な措置を行う。

また、区の関係団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

2. 予防接種

区は国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。また、都に対しては、予防接種の円滑な実施のために必要な協力を要請する。

3. 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務継続計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

区は、区内の医療機関が不足した場合に、医療の提供について都へ調整を要請する。また、都が臨時の医療施設を区内に設置した場合、都の要請に基づき協力する。

4. 区民生活及び経済活動の安定の確保

区は、区民の安定した生活を確保するための体制を整備するとともに、都と連携しながら、区民に対して適切に情報提供を行っていく。

(1) サービス水準に係る区民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、感染が拡大した段階において、区民に対しサービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼びかける。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、区は都と連携して、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査等を実施するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や都が実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を区対策本部で共有し、必要な対策を講ずる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区は都と連携して適切な措置を講ずる。

(3) 要援護者への生活支援

在宅の高齢者や障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、都や関係団体、地域団体等と連携し、支援を行う。

(4) 火葬の特例等

区は都からの要請を受け、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

さらに、区は都からの要請を受け、火葬の実施に関する事務の一部を行う。

また、都等から遺体の搬送の手配等について要請があった場合、区はその取組等に適宜、協力する。

(5) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 条)に基づく、行政上の権利利益に係る満了日

の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置を、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対して適用することとした場合は、適切に対応する。

(6)新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の事業者の経営の安定のため、特別な融資を実施するなどの措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

(7)都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察署、消防署、地域と連携して犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する被害予防等についての広報啓発活動を推進する。

<未発生期>

第4章 各段階における対策

1. 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 都や近隣自治体と連携し、発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素より、区行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1)サーベイランス・情報収集

平常時からのサーベイランスに努め、新型インフルエンザの発生時に備え、都と連携協力して適切なサーベイランスの実施方法について確認しておく。

<平常時(新型インフルエンザ発生前)から実施するサーベイランス>

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、地域における発生状況の迅速な把握と情報提供を行う。【健康部】
- 区独自のサーベイランスとして、小・中学校、幼稚園、保育園等を対象に利用者の欠席状況を把握し、感染症の流行状況をいち早く探知する症候群サーベイランスができるよう、体制を整備し実施する。【健康部】
- 国、都からの新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行う。【地域振興部、健康部】

(2)情報提供・共有

ア 区民、事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識などの基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフル

エンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行うとともに、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため、情報提供体制を構築する。

- 区ホームページやフェイスブック、X(エックス)などの広報媒体により、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。【総務部、健康部】
- 新型インフルエンザの感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を周知し、発生した場合は、区からの情報に従って、区民に医療機関を受診することを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。【総務部、健康部】
- 新型インフルエンザ等の発生時は、区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。【総務部、地域振興部】
- 高齢者や障害者、外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、広報媒体、メディアの活用及び都と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。【総務部、地域振興部、福祉部、健康部】
- 新型インフルエンザ等の発生、政府の緊急事態宣言など、区民に周知すべき重要な情報について、庁内における情報共有体制を整備する。【地域振興部】

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関(以下「関係機関」という。)に対して、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、区行動計画への理解と協力を求める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。【健康部】

(3)区民相談

全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 区民からの多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。【地域振興部、健康部、関係各部】
- 発生段階に応じた電話相談等について、あらかじめ決めておく。【総務部、健康部】

<未発生期>

(4)感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。【総務部、健康部】
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には不用な外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について、区民への理解促進を図る。【総務部、健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等は、校内や園内におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について、健康部と連携し周知する。【福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 個人や事業者に対する各発生段階ごとの感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、事業者に周知し、理解を求める。【総務部、地域振興部、健康部】
- 国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、都が外出自粛の要請や、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合もあることを区民に周知し、理解を求める。【総務部、地域振興部】
- 都が放出するまでの一定期間に必要となる抗インフルエンザウイルス薬については、国・都の備蓄状況を勘案しながら、薬剤師会等の協力を得て、計画的かつ安定的に備蓄する。また、新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国の動向を注視し、適切に対応していく。【健康部】
- 感染者や接触者に対応する職員の個人防護具(PPE)等、感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に備蓄する。都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則として全ての医療機関等が診療等を担うことになることから、医療機関等は、診療等に必要な個人防護具等を備蓄しておく。【健康部】

(5)予防接種

ア 特定接種

国の協力依頼に基づき、特定接種の対象者となり得る者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。【健康部】
- 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。【総務部、健康部】

イ 住民接種

都及び医師会等の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。【健康部】
- 集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図る。【健康部】
- 本区以外の自治体における接種を可能にするよう、国・都からの技術的支援を受けながら、近隣自治体と連携し、広域的な接種体制を構築する。【健康部】

(6)医療

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

- 平時から、都和協力して地域医療の確保に努めるとともに、地域の医療機関(感染症診療協力医療機関)と医療体制の整備を促進する。【健康部】
- 一般医療機関は、平時からの院内感染防止のための体制整備、个人防护具(PPE)などの必要な医療資器材の備蓄、医療等を継続して提供するための業務継続計画(BCP)を作成しておく。【健康部】

(7)区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時においても、区民生活への影響を最小限に抑えるため、区民生活の安定の確保に備える。

<未発生期>

- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を検討する。【福祉部、健康部】
- 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制の整備を行う。【地域振興部、健康部】
- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の調達等に努める。【健康部】

2. 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都と連携し区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、区民、事業者及び関係機関に準備を促す。
- 5 国及び都から提供される検疫等の情報をもとに、関係機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1)サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握を行う。また、帰国者や接触者以外の患者を早期に探知するため、保育園や学校等における集団発生の探知を強化する。

- 国及び都等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況を把握する。【地域振興部、健康部】
- 国や都と連携し、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は患者全数把握のため、臨時的にサーベイランスを追加し強化する。【健康部】

<海外発生期>

(2)情報提供・共有

ア 区民・事業者等への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 政府対策本部、都対策本部の設置に伴い、区では必要に応じて区対策本部を設置し、新型インフルエンザ等についての国や都の最新の情報を収集するとともに、関係部署と情報の共有を行う。また、区対策本部を設置した場合は、報道発表する情報を一元的に管理するとともに、情報の集約を行い、区ホームページやX(エックス)等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。【総務部、地域振興部】
- 国・都が発信する情報を入手し、区民・事業者への情報提供に努める。その際は、高齢者、障害者や外国人等への情報発信方法についても留意する。【総務部、地域振興部、福祉部、健康部】
- 個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザに感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順(まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。)等についての周知を強化する。【総務部、健康部】

イ 関係機関への情報提供

国や都が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を関係機関に対して提供するとともに、国内発生に備えた協力を要請する。【健康部】

(3)区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、健康部に新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設する。

- 保健所に新型インフルエンザ相談センター(電話相談)を設置し、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来(感染症診療協力機関)の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。また、夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都内保健所と連携して相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。【健康部】
- 新型インフルエンザ相談センターの設置情報等について、区民への周知を行う。【総務部、健康部】
- 新型インフルエンザ等に関する区民からの相談に一定程度答えたり、その内容によって適切に振り分けることができるような仕組みを整える。また、区民や関係機関から寄せられる情報を区対策本部等で集約し、区民や関係機関が必要としている情報に反映させ提供していく。【総務部、地域振興部、健康部】

(4)感染拡大防止

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

- 都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。【健康部】
- 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、必要時には都と連携して疫学調査を行う。【健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等は、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など、感染予防策について確認するとともに、都内で発生した場合に備え、臨時休業等の基準を検討する。【福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 国内発生以降、発生段階に応じて、国の基本的対処方針等を踏まえ、区民や事業者に対し、不要不急の外出の自粛等の呼び掛けや施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限など、必要に応じて感染拡大防止策の協力要請があることを周知する。【総務部、地域振興部、健康部】
- 国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、都から施設の使用及び催物の開催の制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、区民に事前に周知し、理解と協力を求める。【総務部、地域振興部】

<海外発生期>

(5) 予防接種

国、都と連携し、特定接種が実施される場合に備える。また、区は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるように、準備を開始する。

- 特措法第 28 条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、区職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て接種を実施する。【総務部、健康部】
- パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は国の対処方針に従い、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。【健康部】
- 住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。【健康部】
- 区は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。【健康部】

(6) 医療

電話により患者の初期トリアージを行い、「新型インフルエンザ専門外来」(感染症診療協力医療機関)での受診を誘導する。また、国の症例定義について迅速に区内医療機関へ提供し、国内発生に備える。

- 国、都からの要請に基づき新型インフルエンザ専門外来(感染症診療協力医療機関)が開設される。区はこれを受け、新型インフルエンザ相談センター(電話相談)を設置する。【健康部】
- 発生国からの帰国者等で新型インフルエンザの罹患が疑われる患者については、新型インフルエンザ相談センター(電話相談)において、専門外来への受診を案内する。なお、専門外来は、相談センターからの紹介に限定することを原則とし、一般への公表は行わない。【健康部】
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体は、ウイルス検査を行うため、区職員等が東京都健康安全研究センターへ搬入する。【健康部】
- 新型インフルエンザ等と診断された場合には、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、入院勧告を行い、感染症指定医療機関に移送する。【健康部】
- 専門外来以外の医療機関を患者が受診する可能性があることから、医師会等の協力を得て、院内感染防止対策の状況等の体制を確認する。【健康部】
- 国、都と連携し、また、医療機関等の協力を得て、国内での発生に備えて必要な場合は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者などの濃厚接触者、医療従事者、搬送従事者等に予防投与を行う。【健康部】

(7)区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛けるとともに、都市機能の維持に努める。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携しながら、区民・事業者に対し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。【総務部、地域振興部】
- 都内での発生に備え、事業者に対して事業継続の準備を依頼する。【地域振興部、関係各部】

<国内発生早期>

3. 国内発生早期【都内未発生】

<国内発生早期>

- 都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1)サーベイランス・情報収集

平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

- 新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見診断し、疾患の特徴分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握のためのサーベイランスを続ける。【健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等における集団発生の探知を強化する。【福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 国、都及び報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況の情報を収集する。【地域振興部、健康部】

(2)情報提供・共有

ア 区民・事業者等への情報提供

国内で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での発生状況や国、都及び区の対策等について、区民や事業者に情報提供し、感染予防策の励行を呼び掛ける。その際は、高齢者、障害者や外国人等への情報発信方法についても留意する。【総務部、地域振興部、福祉部、健康部】

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生時に備えた協力を要請する。【健康部】

(3)区民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。また、この段階は相談件数の増加が想定されることから、外部民間事業者への委託など運営方法についても検討し相談体制の充実を図る。【健康部】

(4)感染拡大防止

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。【総務部、健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。【福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後における区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。また、感染リスクが高い施設について、国・都の方針等に基づき、都内発生時の対応を準備する。【地域振興部、健康部、関係各部】

(5)予防接種

特定接種については、国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。住民接種については、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。【健康部】

<国内発生早期>

(6)医療

新型インフルエンザ相談センター(電話相談)により、患者の初期トリアージを行い、専門外来(感染症診療協力医療機関)での受診を誘導する。

- 海外発生期と同様、専門外来(感染症診療協力医療機関)、感染症指定医療機関、医師会等、区内医療機関と連携協力し、患者のトリアージ、検査方法、医療提供、移送、院内感染防止対策等の確認などを、引き続き実施する。【健康部】
- 新型インフルエンザ等と診断された患者が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。【健康部】
- 抗インフルエンザウイルス薬による予防投与については、国内感染期に備え、国、都と連携協力し、医療機関へ適切に使用するよう要請する。【健康部】

(7)区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者への支援等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握するとともに、都と連携しながら、区民や事業者に対し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。【総務部、地域振興部】
- 高齢者や障害者等の要援護者への生活支援や、一般区民のごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。【環境部、福祉部、健康部】
- 指定地方公共機関等に対し、都内での流行に備えた準備について、必要に応じて都と連携しながら要請する。【地域振興部】
- 区民の安全・安心を守ることができるよう、警察、消防、地域等と連携して、警戒活動を行う。【地域振興部】

4. 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1)サーベイランス・情報収集

平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

<都内発生早期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見診断し、疾患の特徴分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握のためのサーベイランスを続ける。【健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等における集団発生の探知を強化する。【福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 国、都及び報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況の情報を収集する。【地域振興部、健康部】

(2)情報提供・共有

ア 区民・事業者等への情報提供

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を区民・事業者呼び掛ける。都内での発生状況など最新情報を区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。その際は、高齢者、障害者や外国人等への情報発信方法についても留意する。
また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。【総務部、地域振興部、福祉部、健康部、関係各部】
- 事業者に対しては、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。【地域振興部、関係各部】

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対して、最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。【健康部】

(3)区民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問い合わせが考えられるため、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成して、区ホームページに公表するとともに、各部に寄せられた相談内容を区対策本部で共有する。

- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問い合わせへの対応は各部で行うが、複数の問い合わせに一定程度は回答でき、適切に問い合わせ先を案内できるよう、FAQ(Frequently Asked Questionsの略。「よくいただくお問い合わせ」という意味。)を作成し、区ホームページに公表する。
また、各部に寄せられた区民や事業者からの相談内容を区対策本部で共有し、必要な対策を講ずる。【総務部、地域振興部、健康部】
- 区民に対して、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。【総務部、健康部】

(4)感染拡大防止

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。

また、区民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

区施設においては、率先して感染予防策を実施する。

- 感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応(入院勧告措置等、外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)など適切な感染拡大防止策を行う。【健康部】
- 区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。また、不要不急の外出を自粛するよう呼び掛ける。【総務部、地域振興部、健康部、関係各部】
- 区施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限やマスク着用の徹底等を行うとともに、施設の使用や催物の開催の制限及び休止を行う。また、施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。【関係各部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童、生徒、園児等について、接触者の健康管理に努めるとともに、所管部署や学校医、医師との連携により、児童、生徒、園児等へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて、臨時休業等の措置を講ずる。【福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 高齢者及び障害者等の社会福祉施設に対し、利用者及び施設職員への感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等に基づき実施するよう依頼する。【福祉部】

<都内発生早期>

(5) 予防接種

区において、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

- 特定接種については、引き続き、国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。【健康部】
- 区職員等の対象者に対して、接種が必要な場合、国や都と連携し、特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。【総務部、健康部】
- 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。【健康部】
- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を継続する。【健康部】

(6) 医療

患者の初期トリアージを行い、感染症診療協力医療機関での受診を誘導する。

- 国内発生早期と同様、専門外来(感染症診療協力医療機関)、感染症指定医療機関、医師会等、区内医療機関と連携協力し、患者のトリアージ、検査方法、医療提供、移送、院内感染防止対策等の確認などを、引き続き実施する。【健康部】
- 新型インフルエンザ等と診断された患者が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。【健康部】
- 抗インフルエンザウイルス薬による予防投与については、都内感染期に備え、国、都と連携協力し、医療機関へ適切に使用するよう要請する。【健康部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者への支援等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握するとともに、都と連携しながら、区民や事業者に対し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。【総務部、地域振興部】
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、準備をする。【関係各部】
- 高齢者や障害者等の要援護者への生活支援や、一般区民のごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。【環境部、福祉部、健康部】
- 区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察、消防、地域と連携して、警戒活動を行う。【地域振興部】

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、都と連携して火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。【地域振興部】

また、火葬場が火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、災害対策で予定されている施設等に遺体安置所の設置準備を行う。【地域振興部、教育委員会事務局】

5. 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるため、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種については、ワクチンの供給及び体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ等患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、都の体制に準じ、通常体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ(通常の院内体制)」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ(院内体制の強化)」、「都内感染期・第三ステージ(緊急体制)」の3つに細分類し、記載する。

(1)サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、国及び都の方針変更に基づき、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要になる。

- 都内発生早期までに実施していた東京感染症アラートによる全数調査及び、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を、国や都の対処方針の変更に基づき終了する。【健康部】
- 国や都の方針に基づき、入院患者の把握や重症者の情報を収集するサーベイランスを行う。【健康部】
- 国、都及び自治体からの国内等での新型インフルエンザ等発生状況や、区内の受診状況及び医療提供状況等について、引き続き情報収集する。【地域振興部、健康部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等から引き続き発生状況の情報を収集する。【福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】

(2)情報提供・共有

ア 区民、事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報や感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 区民や事業者に対して、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。【総務部、地域振興部、健康部、関係各部】
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更など最新情報を区民・事業者へ情報提供するとともに、風評等による混乱防止を図る。その際は、高齢者、障害者や外国人等への情報発信方法についても留意する。また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。【総務部、地域振興部、福祉部、健康部、関係各部】

<都内感染期>

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対して、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。また、患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。【健康部】

(3)区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き実施する。【健康部】
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を再掲して集約するなど、利用者への周知を図る。
なお、相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、区ホームページに公表する。【総務部、地域振興部、健康部】

(4)感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都が実施する区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示について区民に周知をしていく。

- 区民や事業者に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。また、不要不急の外出を自粛するよう呼び掛ける。【総務部、地域振興部、健康部、関係各部】
- 小・中学校、幼稚園、保育園等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童、生徒、園児等について、接触者の健康管理に努めるとともに、所管部署や学校医、医師との連携により、児童、生徒、園児等へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて、臨時休業等についての措置を講ずる。【福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 高齢者・障害者等の社会福祉施設に対し、利用者及び施設職員への感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等に基づき実施するよう依頼する。【福祉部】

(5) 予防接種

区において、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

- 区職員等の対象者に対して、接種が必要な場合、国や都と連携し、特措法第 28 条に基づく特定接種を継続する。【総務部、健康部】
- 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。【健康部】
- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条 1 項に規定する臨時接種を継続する。【健康部】

(6) 医療

感染症診療協力医療機関等において実施してきた体制から、新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接、内科や小児科など季節性のインフルエンザの診療を行う全ての医療機関が一般医療として診療を行い、入院が必要と判断された新型インフルエンザの患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる体制への移行を促す。

<都内感染期>

<第一ステージ(通常の院内体制)>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。【健康部】
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。【健康部】
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。【総務部、健康部】
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。【健康部】

<第二ステージ(院内体制の強化)>

- 都が、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講ずるよう要請した場合、区は都に協力して医療機関への周知、区内受入体制の強化を図る。【健康部】
- 医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制等に基づき、区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう依頼する。【健康部】

<第三ステージ(緊急体制)>

- 都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ周知する。区は都の要請に応じて協力する。【健康部】
- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。【健康部】

(7)区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握するとともに、区民や事業者に対し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。【総務部、地域振興部】
- 高齢者や障害者等の要援護者の生活支援について、関係団体等に支援の協力依頼をするとともに、介護事業者等に対しては、事業継続を要請する。【福祉部、健康部】
- 区による平常時のごみ処理能力の維持が困難な場合は、都と協力して、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。【環境部】
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、区民へ速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【関係各部】
- 区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察、消防、地域住民と連携して、警戒活動を行う。【地域振興部】

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、都と連携して、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。【地域振興部】

火葬場が火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、災害対策で予定されている施設等に遺体安置所を設置する。【地域振興部、教育委員会事務局】

<小康期>

6. 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医薬品その他物資及び資材の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を勧める。

(1)サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザの再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する。

- 新型インフルエンザの再流行等に注意し、平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。【健康部】
- 再流行を早期に探知するため、医療機関の協力のもと、症候群サーベイランスを活用し、小・中学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等での新型インフルエンザ等の集団発生を探知・把握する。【福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局】
- 国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について引き続き情報収集する。【地域振興部、健康部】

(2)情報提供・共有

ア 区民、事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供しながら、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息を受け、区民生活及び経済活動の速やかな回復を区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。またその際は、高齢者、障害者や外国人等への情報発信方法についても留意する。【総務部、地域振興部、福祉部、関係各部】

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。【健康部】

(3)区民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- 新型インフルエンザ相談センターは、相談件数の減少など、状況に応じて終了する。【健康部】
- 区の代表電話や各部においても、相談件数の減少に伴い、体制の縮小、廃止を検討する。【総務部、地域振興部、健康部、関係各部】

(4)感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力依頼を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、国の基本的対処方針の変更に基づき、感染拡大防止策の要請を解除する。【総務部、地域振興部、健康部、関係各部】
- 流行の第二波に備えて、感染拡大防止策の見直し、改善に努め、必要な体制を整備する。【地域振興部、健康部】

(5)予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。【健康部】

(6)医療

医療機関等に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。流行の第二波に備えた医薬品その他物資及び資材の使用状況確認・準備を呼び掛ける。【健康部】

<小康期>

(7)区民生活及び経済活動の安定の確保

区民、事業者に、平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。【総務部、地域振興部】

また、行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。【関係各部】

【用語解説】

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している)

ヒトの間で流行を起こすのはA型とB型のみである。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症に罹患した患者の入院治療を行う医療機関のこと。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関に分類される。

●特定感染症指定医療機関

新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

●第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

●第二種感染症指定医療機関

二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

●結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所及び薬局。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、新型インフルエンザにも効果があると期待されている。

○個人防護具(PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを指す。

○業務継続計画(BCP)

大災害や事故などの被害を受けても重要業務が中断しないこと、もしくは中断したとしても可能な限り短い期間で再開することが出来るよう、業務を継続するための対策を取りまとめた計画。

○死亡率

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○新型インフルエンザ(A/H1N1)

2009 年(平成 21 年)4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年(平成 23 年)3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザ発生時に、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を診察し、結果判明までの経過観察を行う都や区があらかじめ指定した医療施設。政府行動計画における「帰国者・接触者外来」のこと。

○新型インフルエンザ相談センター

新型インフルエンザ発生時に都や保健所が設置する電話対応専門の機能。都内発生早期までは受診先医療機関の案内や保健医療に関する相談に応じ、都内感染期以降は一般的な保健相談に応じる。政府行動計画における「帰国者・接触者相談センター」のこと。

○新感染症

感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○疫学調査

ここでは、感染症法第 15 条に基づいて行われる積極的疫学調査のこと。患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにする。

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○東京感染症アラート

感染症罹患疑いの段階で医療機関から保健所へ報告をもらい、早期に病原体检査を実施することにより、患者の発生を迅速に把握する都独自の制度。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

A 型インフルエンザウイルスの感染によって起こる鳥の感染症のこと。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。